

中小法人・個人事業主のための「事業復活支援金」について

北杜市商工会では会員様に限り、支援金申請に必要な事前確認を実施致します。

(1) 事業者が支援金の申請を行うには「事前確認」が必要！

この支援金の申請はオンラインでの申請となります。まず初めの手続きとしては、事業復活支援金事務局のホームページより、携帯あるいはパソコンにて申請 ID を取得し、その ID を基に事前登録を行っていただきます。

当会では会員事業所様のみ対象に「事前確認」を実施致します。(手数料は発生しません。)

※一時支援金・月次支援金を受給された方については、事前確認は不要です。

※持続化給付金(法人：200万円、個人事業主：100万円)のみ受給された方は、申請 ID の取得及び事前確認が必要になります。

(2) 会員事業者向け事前確認の手順と必要書類等について

①下記の関連資料を読み、自社が該当するかを確認し、制度の概要を理解して下さい。

○事業復活支援金(経済産業省) https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/

○事業復活支援金事務局 HP https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/

○事業復活支援金の詳細について https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/summary.pdf

↑こちらは必ずお読みください。

②上記の「事業復活支援金事務局 HP」から仮登録し、申請 ID を取得して下さい。

※仮登録時に入力した電話番号は事前確認手続きの際に必ず必要となります。

③申請 ID 取得後、当会までお電話(TEL：0551-32-1211)にてご連絡下さい。

※お電話口で、事業復活支援金の事前確認の依頼である旨をお申し出ください。

北杜市商工会「事前確認に関する シート兼依頼書(会員のみ)」1枚、「宣誓・同意書」1枚、「新型コロナウイルス感染症の影響の具体例」3枚の書類の案内をさせていただきます。

必要書類の取得方法は、HP 上での取得・FAX・窓口から取得して下さい。

④「事前確認に関する シート兼依頼書」には**必ず自筆**で必要事項をご記入の上、当会宛(事業復活支援金担当)に、メール・FAX・窓口・郵送にてご返送下さい。

※当会にご提出していただく書類は「事前確認に関する シート兼依頼書」のみです。

※事前確認に関する シート兼依頼書を提出しない場合は、事前確認は一切行いません。

⑤事前確認に関する シート兼依頼書の受領後、3営業以内(土・日・祝除く)に当会担当者よりご連絡させていただき、事前確認を実施致します。

⑥事前確認後は、本申請が可能な状態となりますので、事業復活支援金事務局ホームページに記載の手続きに従って本申請を行って下さい。

(注) 事前確認はあくまでも営業実態と制度理解の確認を行うものであり、申請や採択を担保するものではありません。申請を予定している事業者様は、事業復活支援金事務局ホームページ等で必ず制度内容や申請要件を正しくご理解下さい。

問い合わせ先：北杜市商工会 事業復活支援金担当

408-0021 北杜市長坂町長坂上条 2575-19

TEL：0551-32-1211

FAX：0551-32-1215

Email：t-shimura@shokokai-yamanashi.or.jp